

埼玉県訓令第七号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「いう。」の下に「及び平成三十年七月豪雨」を加え、「及び第二條」を「から第二條まで」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。